

新旧対照表

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	
新	旧
<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(未成年者口座廃止届出書の提出)</p> <p>第2条 <u>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</u></p>	<p>第1条 (省略)</p> <p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 <u>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u></p> <p><u>但し、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基になった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</u></p> <p><u>尚、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</u></p> <p>2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申</p>

請書兼未成年者口座開設届出書及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月1日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止されるまでの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

<p><u>(継続管理勘定の設定)</u></p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う為の勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>2024年から2028年までの各年</u>(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>	<p><u>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</u></p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等<u>租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等</u>をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>2016年から2023年までの各年</u>(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年<u>及び出生した日の属する年</u>に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>2024年から2028年までの各年</u>(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p><u>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)</u></p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委</p>
---	--

<p>託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う為の勘定を言います。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理いたします。</p>	<p>託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p>
<p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）（現行どおり） （2）租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、当社が定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。） （3）（現行どおり） <p>2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）（現行どおり） （2）租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様 	<p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）（省略） （2）租税特別措置法第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、<u>同日に</u>設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、当社が定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。） （3）（省略） <p>2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）（省略） （2）租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様

<p>の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に<u>同日に</u>設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、当社が定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>(3) (省略)</p>
<p>（譲渡の方法）</p> <p>第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>（譲渡の方法）</p> <p>第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
<p>第 7 条（現行どおり）</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）</u>の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若</p>	<p>第 7 条（省略）</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年 12 月 31 日までは、</u>次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第</p>

<p>しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>(2) 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び<u>第17条第2号</u>において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、<u>当社</u>を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p>①～⑤（現行どおり）</p> <p>(3)（現行どおり）</p> <p>第9条（現行どおり）</p> <p>（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p>第10条 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年</p>	<p>18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>(2) 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び<u>第18条第2号</u>において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、<u>当社の営業所</u>を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p>①～⑤（省略）</p> <p>(3)（省略）</p> <p>第9条（省略）</p> <p>（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p>第10条 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年</p>
---	---

<p>者口座を廃止いたします。</p> <p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p class="list-item-l1">① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p class="list-item-l1">② <u>お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p> <p class="list-item-l1">③ <u>2026年1月1日</u></p> <p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>第12条(現行どおり)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第13条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合は、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼</p>	<p>者口座を廃止いたします。</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>第12条(省略)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第13条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合は、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼</p>
--	--

<p>書の提出をして下さい。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>同令第25条の13の8第12項第6号に規定する未成年者帰国届出書</u>の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>書の提出をして下さい。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
<p>第14条～第18条（現行どおり）</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第19条 第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>第14条～第18条（省略）</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第19条 第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>
<p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p>① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p>② <u>お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p> <p>③ <u>2026年1月1日</u></p>	
<p>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> <p>第20条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止</p>	<p>(重複して開設されている<u>当該</u>課税未成年者口座以外の特定口座がある場合)</p> <p>第20条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止</p>

<p>いたします。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>いたします。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>第 21 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(課税未成年者口座取引である旨の明示)</p>	<p>第 21 条～第 25 条 (省略)</p> <p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p>
<p>第 26 条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等 (第 15 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。) 当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行って頂く必要があります。</p>	<p>第 26 条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等 (未成年者口座への受け入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、第 14 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行って頂く必要があります。</p>
<p>尚、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p>	<p>尚、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます (特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p>	<p>第 27 条 (省略)</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p>
<p>第 28 条 2024 年以後の各年 (その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合 (出国等により、居住者又は恒久的施設を有しない非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合をきます。) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p>第 28 条 2024 年以後の各年 (その年 1 月 1 においてお客様が 18 歳である年に限ります。) の 1 月 1 においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合 (出国等により、居住者又は恒久的施設を有しない非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合をきます。) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p>
<p>2 前項の場合には、お客様がその年の 1 月 1</p>	<p>2 前項の場合には、お客様がその年の 1 月 1</p>

<p>日において 18 歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書が提出されたものと見做し、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資信託が締結されたものと見做します。</p>	<p>日において 18 歳である年の同日において、当社に対して<u>非課税口座開設届出書</u>(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で<u>特定非課税累積投資契約</u>(同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>
<p>(本契約の解除)</p>	<p>(本契約の解除)</p>
<p>第 29 条 証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>	<p>第 29 条 証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>
<p>(1) お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合</p>	<p>(1) お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合</p>
<p>当該提出日</p>	<p>当該提出日</p>
<p>(2) 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合</p>	<p>(2) 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合</p>
<p>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>	<p>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>
<p>(3) <u>第 19 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合</u> <u>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた日</u></p>	<p>(3) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合</u> 出国日</p>
<p>(4) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>	<p>(4) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 13 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(出国日)</u></p>
<p>(5) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 13 条第 1 項の出国</p>	

<p>移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。)</p> <p><u>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定</u>により「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）</p> <p><u>(6) お客様が出国の日の前日までに第 13 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合</u></p> <p>その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p><u>(7) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があつた場合</u></p> <p>本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>第 30 条～第 31 条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>2016 年 1 月 1 日 制定 2017 年 1 月 1 日 施行 2019 年 3 月 1 日 施行 2021 年 6 月 21 日 施行 2023 年 10 月 1 日 施行 2024 年 1 月 1 日 施行 <u>2025 年 12 月 1 日 施行</u></p>	<p><u>(5) お客様が出国の日の前日までに第 13 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合</u></p> <p>その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p><u>(6) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 820 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があつた場合</u></p> <p>本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>第 30 条～第 31 条（省略）</p> <p>附則</p> <p>2016 年 1 月 1 日 制定 2017 年 1 月 1 日 施行 2019 年 3 月 1 日 施行 2021 年 6 月 21 日 施行 2023 年 10 月 1 日 施行 2024 年 1 月 1 日 施行</p>
---	---